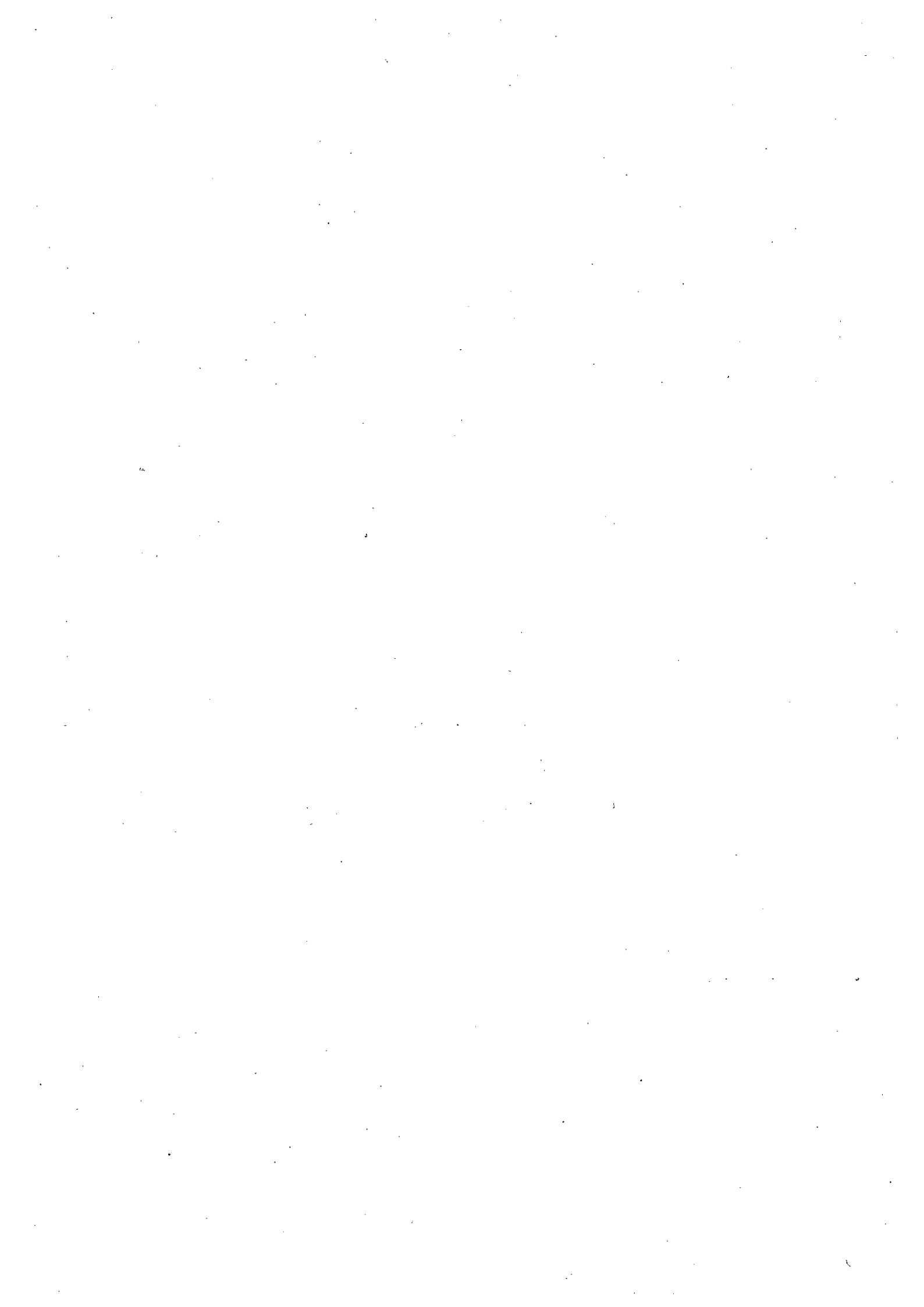


令和2年2月17日
議会運営委員会

議員提出議案（条例案）一覧

令和2年2月定例会

	件名	原案提出	備考
1	名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（案）	自 民	





名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

前文中「明らかになっており」を「明らかになっています。また、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、オーラルフレイル（口腔機能のささいな衰えが生じはじめ、それを放置すると心身の活力低下や要介護状態につながる状態をいう。第6条第7号において同じ。）対策など」に、「縮小」を「解消」に改める。

第6条第1号中「歯科検診、口腔ケア」を「口腔清掃を含む口腔環境の改善」に改め、同条中第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、同条第8号中「歯科医療等関係者等の」の次に「確保及び養成の支援並びに」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第7号を第11号とし、第6号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 周術期における口腔機能管理並びに医科歯科連携及び多職種連携に関すること。

第6条中第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 科学的根拠に基づくフッ化物応用等のむし歯予防措置の実施に関すること。

(7) オーラルフレイル対策に関すること。

第6条第3号中「介護を必要とする者」を「要介護者」に、「妊産婦その他の者」を「妊産婦等」に、「を受けること等又は歯科医療」を「、歯科医療等」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた切れ目のない歯科検診に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、市民の健康寿命の延伸に資するため、歯と口腔の健康づくりに関し、施策の充実を促進する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例 (抜すい)

生涯を通じて自分の歯でおいしく食べることができる幸せのためには、乳幼児期から成人期、高齢期までのそれぞれの時期における一貫した歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する対策が必要です。平成元年に提唱された80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした取組である8020運動は、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの運動として、徐々に国民に普及するようになりました。同運動については、全身の健康の保持増進という観点の科学的根拠が蓄積され、80歳になっても自分の歯を20本以上保った8020達成者は、生活の質を良好に保ち、社会活動に意欲があることが明らかになっています。また、口腔の健康は
おり
全身の健康にもつながることから、オーラルフレイル（口腔機能のささいな衰
えが生じはじめ、それを放置すると心身の活力低下や要介護状態につながる状
態をいう。第6条第7号において同じ。）対策など、健康長寿社会の実現に向けた歯と口腔の健康づくりに関する取組がさらに重要となっています。

市民の健康の保持増進には、歯と口腔の健康を保持し、食事や会話を始めとした質の高い生活を構築していくことが重要です。

このためには、市民が自ら歯と口腔の疾患の予防に取り組むとともに、早期に歯と口腔の疾患を発見し、治療することが重要です。また、生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービスと歯科医療を受けることができる環境を整備し、歯と口腔の健康づくりに関わる関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりに関する健康格差の解消
縮小を目指すための対策を講じなければなりません。

そこで、地域特性と時代の要求にあった市民のための歯と口腔の健康づくりを推進していくために、この条例を制定します。

(基本的施策の実施)

第6条 市は、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図りつつ、歯と口腔の健康づくりに関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する健康教育及び食育推進、口腔清掃を含む歯科検診、口腔
口腔環境の改善ケア並びに口腔機能の維持及び向上に関すること。

(2) (略)

(3) 乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた切れ目のない歯科検診に関する
こと。

(4) 障害者、要介護者等
(3) 障害者、介護を必要とする者、妊産婦その他の者であって定期的に歯科
検診等を受けることが困難なものを対象とし
た歯と口腔の健康づくりに関すること。

(5) (略)

(4) (略)
(6) 科学的根拠に基づくフッ化物応用等のむし歯予防措置の実施に関する
こと。

(7) オーラルフレイル対策に関すること。

(8) }
(5) } (略)
(9) }
(6) }

(10) 周術期における口腔機能管理並びに医科歯科連携及び多職種連携に関
すること。

(11) (略)
(7)

(12) 歯科医療等関係者等の確保及び養成の支援並びに資質の向上に関する
(8) こと。

$\left. \begin{array}{l} \frac{(13)}{(9)} \\ \frac{(14)}{(10)} \\ \frac{(15)}{(11)} \end{array} \right\} \text{(略)}$

